

日本籍船及び日本人船員の意義・必要性について

諸外国においても、国家安全保障上の理由や、自国物資の安定輸送手段の確保、船舶運航等に係わるノウハウの維持、海運及び海事関連産業の重要性等の観点で、自国籍船・自国船員の意義・必要性を認め、様々な確保のための施策が採られているが、日本における日本籍船・日本人船員の意義・必要性を整理すると以下のとおり。

I. 日本籍船及び日本人船員の法的な位置付け

日本籍船は、旗国主義に基づき旗国の管轄権行使及び旗国による外交保護権の行使の基準となる。この日本籍船の要件は、船舶法により、船舶運用の意志決定が日本国民主導でなされるものとするように定められている。

また、このような日本の管轄権を適切かつ確実に行使することが期待されているのは、日本人船員である。

海洋法に関する国際連合条約（平成八年七月十二日条約第六号）（抄）

第九十一条 船舶の国籍

1 いずれの国も、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定める。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する。その国と当該船舶との間には、真正な関係が存在しなければならない。

2 （略）

第九十二条 船舶の地位

1 船舶は、一の国のみの旗を掲げて航行するものとし、国際条約又はこの条約に明文の規定がある特別の場合を除くほか、公海においてその国の排他的管轄権に服する。船舶は、所有権の現実の移転又は登録の変更の場合を除くほか、航海中又は寄港中にその旗を変更することができない。

2 （略）

第九十四条 旗国の義務

1 いずれの国も、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う。

2 いずれの国も、特に次のことを行う。

(a) （略）

(b) 自国を旗国とする船舶並びにその船長、職員及び乗組員に対し、当該船舶に関する行政上、技術上及び社会上の事項について国内法に基づく管轄権を行使

すること。

3 いずれの国も、自国を旗国とする船舶について、特に次の事項に関し、海上における安全を確保するために必要な措置をとる。

- (a) 船舶の構造、設備及び堪航性
- (b) 船舶における乗組員の配乗並びに乗組員の労働条件及び訓練。この場合において、適用のある国際文書を考慮に入れるものとする。
- (c) 信号の使用、通信の維持及び衝突の予防

4～7 (略)

船舶法（明治三十二年三月八日法律第四十六号）（抄）

第一条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

- 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶
- 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶
- 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

II. 日本籍船及び日本人船員の意義・必要性

1. 法的位置付けを基にして考えられる日本籍船及び日本人船員の意義・必要性

(1) 非常時等における対応

四面を海に囲まれ資源に乏しい我が国が、経済安全保障の観点から、日本の管轄権が及ぶ一定の日本籍船を保有することは必要。日本籍船は、日本の立法上及び執行上の管轄権下にあるため、非常時等において、日本政府が国家としての対応措置を採ることができる。また、このような日本の管轄権を適切かつ確実に行使することが期待される日本人船員を常時確保しておく必要がある。

- ① 災害、事故等において、緊急に物資や邦人の輸送を行うため、日本人船員の乗り組む日本籍船を使用し得る可能性を常時確保しておく必要がある。
- ② テロ・政変等による治安悪化といった世界・日本の諸事情の変化の中で貿易物資を輸送する場合には、便宜置籍国等における政治・外交等諸事情に左右されない日本人船員の乗り組む日本籍船が最も信頼できるものと考えられ、これを使用し得る可能性を常時確保しておく必要がある。

また、船員供給国の事情により船員供給に支障を来たさな

いように、日本人船員が必要である。特に最近、世界的に船員不足が見込まれ、優秀な船員の獲得競争が行われている中、優秀な日本人船員を着実に確保しておくことは有意義である。

(2) 日本籍船及び日本人船員の保護

日本籍船は、日本が保護の対象とするものであり、また、日本政府が犯人の逮捕等国家としての対応措置を直接採ることができる。

外国籍船の場合、例えば、公海上でテロ行為や日本人の殺害等の重大犯罪が発生した場合等に、旗国主義の下、当該外国籍船は旗国の排他的管轄権に服することとなるため、当該旗国の同意等がなければ、我が国は強制管轄権（執行管轄権及び司法管轄権）を行使することができない。更に、船体や積荷に対する損壊といった財産的被害については、外国籍船である限り、我が国の強制管轄権は及ばない。

(3) 海上輸送の安全の確保及び環境保全

海上輸送の安全の確保及び環境保全は、国連海洋法条約において旗国の義務とされているが、日本籍船及び日本人船員であれば、日本の管轄権の下、適正に管理され、安全の確保及び環境保全が図られる。海難事故等の際はもちろんのこと、船舶と陸上部門との円滑なコミュニケーション等を考えると日本籍船、日本人船員を確保することが必要である。

2. 船舶運航等に係るノウハウの維持

日本の外航海運業が国際競争力を持って持続的に発展する上で、陸上・海上を問わず内部にその中核となる、操船能力及びその経験に裏打ちされた運航管理・船舶管理能力を備えた優秀な技術者集団の保持が必要。この経験豊富な日本人海技者は顧客の物流アドバイザーとして評価されており、世界レベルの海事技術者として欠かせない存在である。このような海技の伝承や技術革新に日本人船員が必要であり、「海のDNA」が一旦途切れたら復活は不可能となる。また、その教育・訓練の主たる場として日本籍船も必要である。

日本籍船、日本人船員の意義・必要性

外航海運・船員問題懇談会（抄）
（平成7年5月）

1. (略)
2. 日本籍船及び日本人船員の意義及び必要性

日本籍船及び日本人船員の意義及び必要性に関しては、海運造船合理化審議会等の論議において、従来から基本的には両者ともにセットで語られてきた。

欧米各国の考え方等も踏まえつつ、日本籍船及び日本人船員の意義及び必要性につき整理すれば、以下のようなになる。

①貿易物資の安定輸送手段の確保

国際環境の変化や経済動向等により、世界的に船腹需給や船員需給が逼迫する可能性は排除できず、貿易物資の長期安定的な輸送手段として日本籍船及び日本人船員が必要である。

②海上運送の安全及び環境保全の確保

海上運送の安全及び環境保全の確保のためには日本籍船及び日本人船員の確保が必要である。海難事故等の際はもちろんのこと船舶と陸上部門との円滑なコミュニケーション等を考えると日本籍船、日本人船員を確保することが必要である。

③船舶運航等に係るノウハウの維持

技術革新や海技の伝承及び教育・訓練の場として日本籍船及び日本人船員が必要である。

また、適切な船舶管理能力を保持する日本外航海運事業者の存在が望ましく、当該能力を維持する上では、日本籍船及び日本人船員が必要である。

④緊急時等における対応

緊急時等における貿易物資の輸送については、日本独自の外交政策等に支えられた日本人船員の乗り組む日本籍船が最も信頼できるものと考えられ、これを使用し得る可能性を常時確保しておく必要がある。こうした船舶は、日本の主権による保護が及ぶため、緊急の場合に日本政府が国家としての対応措置を採ることができる。

⑤海運及び海事関連産業の重要性

フラッグイングアウトが続くと本社機能まで海外流出して海事関係者等も減少し、ひいては造船、保険、港湾、水先業務その他関連事業等を含む海事関連産業全体の維持に問題が生じる。

また、日本籍船及び日本人船員の存在は、これら関連産業のレベル向上に貢献するものとして必要である。

⑥海事関係国際基準の設定等に関する発言力の確保

海事関連のあらゆる国際基準等の設定に際し、我が国として一定の発言力や影響力を保持するためには、一定規模の日本籍船及び日本人船員を保有することが必要である。

⑦その他

企業経営上は、償却資産としての必要性や金融上の信用維持の面等から、日本籍船を保有する必要がある。また、日本籍船は、日本人船員の安定した職場として重要である。